

## 意見公募要領

### 1 意見公募対象

「電気通信事業法に基づく端末機器の基準認証に関するガイドライン(第1版)」(案)

### 2 意見公募の趣旨・目的・背景

総務省は、「IoT の普及に対応した電気通信設備に係る技術的条件」に関する情報通信審議会からの一部答申(平成30年9月12日)及び同答申を踏まえた端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号)の一部改正に関する情報通信行政・郵政行政審議会からの答申(平成31年1月25日)を受け、IoT 機器を含む端末設備の技術基準にセキュリティ対策を追加するための端末設備等規則の改正を行います。

これに関連し、総務省は、当該改正後の端末設備等規則の各規定に係る端末機器の基準認証に関する運用について明確化を図る観点から、関係者の意見を考慮しながら検討を行い※、「電気通信事業法に基づく端末機器の基準認証に関するガイドライン(第1版)」(案)を作成しました。

※ 本ガイドライン(案)の内容については、平成30年11月から、一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会(C I A J)、一般社団法人電子情報技術産業協会(J E I T A)、一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会(J B M I A)、一般社団法人日本電機工業会(J E M A)、一般社団法人デジタルライフ推進協会(D L P A)、一般社団法人電気通信事業者協会(T C A)、一般財団法人電気通信端末機器審査協会(J A T E)、経済産業省商務情報政策局サイバーセキュリティ課(オブザーバ)、総務省総合通信基盤局電気通信技術システム課(事務局)で構成される連絡会を開催して検討を実施。

### 3 資料入手方法

準備が整い次第、電子政府の総合窓口(e-Gov)(<http://www.e-Gov.go.jp/>)の「パブリックコメント」欄及び総務省ホームページ(<http://www.soumu.go.jp/>)の「報道資料」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において配布することとします。

### 4 意見の提出方法・提出先

下記(1)の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所(法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)並びに連絡先(電話番号又は電子メールアドレス)を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

下記(2)～(4)のいずれかの場合は、意見書(別紙様式)に氏名及び住

所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、提出意見は必ず日本語で記入してください。

(1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」を利用する場合

電子政府の総合窓口「e-Gov」(<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)の意見提出フォームからご提出ください。

なお、添付ファイルは利用できません。添付ファイルを送付する場合は、(2)により提出してください。

(2) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス： `kikaku_tyousei_atmark_ml.soumu.go.jp`

及び `tanmatsu-nintei_atmark_ml.soumu.go.jp`

総務省電気通信基盤局電気通信事業部電気通信技術システム課 あて

※スパムメール防止のため@を「\_atmark\_」としております。送信の際には恐れ入りますが、半角に修正の上、お送りいただきますようお願いいたします。

※意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、(1)の電子政府の総合窓口（e-Gov）を極力ご利用いただきますよう、ご協力の程よろしく願いたします。

※メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いいたします。添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル、ジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。）。

※電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて 10MB となっております。

(3) 郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2

総務省電気通信基盤局電気通信事業部電気通信技術システム課 あて

別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は次のとおりです。

○ディスクの種類：CD-R、CD-RW、DVD-R 又は DVD-RW

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合には、事前に担当者までお問い合わせください。）

○ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。

なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承ください。

#### (4) FAX を利用する場合

FAX 番号：03-5253-5863

総務省電気通信基盤局電気通信事業部電気通信技術システム課 へて  
※連絡先窓口の担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

### 5 意見提出期間

平成31年3月2日（土）から同年4月1日（月）まで（必着）

※郵送の場合は、同日付け必着。

### 6 留意事項

- ・意見が1000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。また、それぞれの意見には、当該意見の対象である命令等の案の名称、そのページ等を記載して下さい。
- ・提出された意見は、電子政府の総合窓口（e-Gov）及び総務省ホームページに掲載するほか、総務省電気通信基盤局電気通信事業部電気通信技術システム課にて配布又は閲覧に供します。
- ・御記入いただいた氏名（法人又は団体にあつては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名）、住所（所在地）、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・なお、提出された意見とともに、意見提出者名（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）を公表する場合があります。法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください（連絡担当者の氏名は公表しません。）。
- ・意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ・意見提出期間の終了後に提出された意見、意見募集対象である命令等の案以外についての意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された意見を連絡先窓口へ備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

い。

**連絡先窓口**

総務省電気通信基盤局電気通信事業部電気通信技術システム課

担 当：影井課長補佐、佐々木課長補佐、奥井係長、山田係長、中山官

電 話：03-5253-5862

F A X：03-5253-5863

電子メールアドレス：kikaku\_tyousei\_atmark\_ml.soumu.go.jp

及び tanmatsu-nintei\_atmark\_ml.soumu.go.jp

※迷惑メール防止のため、@を「\_atmark\_」と表示しています。

メールをお送りになる際には、「\_atmark\_」を@に直してください。

## 意見書

平成 年 月 日

総務省総合通信基盤局  
電気通信事業部  
電気通信技術システム課 へ

郵便番号  
(ふりがな)  
住所(所在地)  
(ふりがな)  
氏名(法人又は団体名等)(注1)  
電話番号  
電子メールアドレス

「電気通信事業法に基づく端末機器の基準認証に関するガイドライン(第1版)」  
(案)に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。併せて、連絡  
担当者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載する  
こと。

別紙様式

該当箇所	御意見